

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症への対応について

I 現在の感染状況

昨年12月以降、新規陽性者数の増加傾向が顕著となり、12月11日には100人を超えたことなどから、12月12日に「福岡コロナ警報」を発動し、医療機関に対して、患者受入と治療体制の整備を要請するとともに、県民及び事業者の皆様に対して、感染防止対策の徹底をお願いしてきました。

その後も、新規陽性者数は高い水準で推移し、昨日7日には過去最多の388人となり、累計陽性者数は、1万人を超えるました。また、昨年12月23日以降、昨日まで16日連続で100人を超えていました。

地域別に見ると、昨年12月以降の新規陽性者のうち、約54%が福岡市、約18%が北九州市、約3%が久留米市、その他県域が25%となっています。

また、世代別に見ると、20代から50代を中心に幅広い年代で陽性者が発生しており、30代以下の若い世代の感染が6割以上を占めていた前回7~8月の波とは大きく異なっています。

次に、クラスターの発生動向に目を向けると、12月以降、大幅に増加しており、12月は54件、1月は昨日までに15件発生しています。福祉施設や学校・教育施設、企業等でのクラスターが目立つほか、飲食店については、前回の波と同程度の件数となっています。

病床稼働率を見ると、一昨日6日時点では64.3%で、前回のピーク時と並ぶ水準となっており、重症病床稼働率は18.2%で、前回のピーク時と比べると低いものの徐々に上がってきています。

これまで、県民や事業者の皆様に対して、あらゆる機会をとらえて、感染拡大防止のための取組みをお願いしてきましたが、感染拡大に歯止めがかからない状況です。

このため、まずは、医療提供体制がひっ迫する事態が生じないよう、病床や宿泊療養施設の確保をより一層進めていきます。病床については、現在計600床を確保しており、そのうち110床は重症患者にも対応できる病床として確保しています。さらなる病床確保に向けて、現在も医療機関と協議を続けており、随時増床していく予定です。

また、宿泊療養施設については、4施設で1,057室を確保し、昨日7日時点で528人が入所中です。自宅療養に伴う患者ご本人や周囲の方々のリスクを減らすとともに、医療機関への負担ができる限り軽減するため、できる限り早急に追加確保すべく、関係者と協議を進めているところです。

政府は、昨日7日、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象区域として、緊急事態宣言を発出しました。本日8日から2月7日までの期間に実施すべき緊急事態措置の具体的な内容として、

- ①不要不急の外出・移動自粛の要請、特に20時以降の外出自粛の徹底
 - ②飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする）の要請
 - ③出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）等の強力な推進
- などが示されています。

緊急事態宣言は、国の分科会の提言における「ステージIV」から脱却するためのものであり、本県は、その前段階の「ステージIII」に該当せずに踏みどまっています。医療提供体制も直ちにひっ迫する状況にはありませんが、今の感染状況は予断を許さず、強い警戒感をもって今後の動向を注視、分析していきます。あわせて、この際、県民及び事業者の皆様に対し、緊急事態措置の対象区域への移動や職場への出勤に係る取組みなどについて、次のとおり協力を要請します。

2 県民・事業者に対する協力要請

(1) 県民

- 緊急事態宣言の期間は、その対象区域への移動は自粛すること。
- 外出や移動をする場合は、自分の健康状態はもとより、利用する施設の感染防止対策等を確認し、高齢者をはじめ、誰と一緒になども考慮し、慎重に判断すること。

とりわけ、緊急事態宣言の対象区域以外の県をまたいだ移動については、目的地の感染状況や自治体からの呼びかけをよく確認し、慎重に判断すること。

- 外出や移動の際は、混雑する時期や場所を避けること。また、「マスク」「手洗い」「身体的距離」「三密の回避」など、自身の感染防止対策はもとより、相手にうつさない対策をしっかり行うこと。
- 会食は、なるべく普段一緒にいる人と少人数、短時間とし、会話の際は、マスクを着用して、大声を避けること。(個人宅での会食を伴う集まりも含む)
「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、感染防止対策を徹底している店舗等を利用すること。
- 高齢者など重症化リスクの高い人に感染を拡げないよう、高齢者などに接する場合は慎重に行動すること。

(2) 事業者

- 業種別ガイドラインに従った感染防止対策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示により、取組みを実施している旨を明示すること。
- 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤などを推進し、人との接触機会を低減すること。
- 休憩室、更衣室、喫煙室などにおいても、マスクの着用等、基本的な感染防止対策を徹底すること。

(3) 催物(イベント等)

- 第19回対策本部会議(令和2年11月16日)で決定した取扱いを継続すること。

3 追加的な措置等

感染拡大に歯止めがかかるず、医療提供体制がひっ迫するおそれがある場合には、県として、追加的な措置、国に対して緊急事態宣言の区域に含める要請も視野に入れた検討をせざるを得なくなると考えています。

今まさに正念場です。あらためて、県民及び事業者の皆様の御理解、御協力をよろしくお願いします。